

特定非営利活動法人 フラワーセラピー研究会 定 款

第1章 総 則

第1条 名称

この法人は、特定非営利活動法人フラワーセラピー研究会という。

2 この法人の英文名称は、Flower Therapy Institute とする。

第2条 事務所

この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 目的

この法人は、花（植物）を通してクオリティー・オブ・ライフの向上と、地球環境の保全意識の高揚を図るために、子どもから高齢者、また、障害の有無に関わりなく、全ての人が花（植物）に親しむ機会を提案するフラワーボランティア活動による社会の健全な発展とコミュニティづくりに寄与することを目的とする。

第4条 特定非営利活動の種類

この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 男女の共同参画社会の形成を促進を図る活動
- (7) 子どもの健全育成を図る活動
- (8) 全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条 事業

この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 花の福祉レクリエーションを提供するフラワーセラピー活動
 - ② フラワーセラピーに関する普及と啓発のための活動
 - ③ フラワーセラピーに関する人材育成事業
 - ④ フラワーセラピーに関する研究事業
 - ⑤ その他目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

第6条 種別

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体で、総会における議決権を有するもの
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同して、賛助を目的に入会した個人及び団体、法人で、総会における議決権を有しないもの

第7条 正会員の入会

正会員の入会については、特に条件を定めない。

2 正会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第8条 賛助会員の入会

賛助会員の入会については、特に条件を定めない。

2 賛助会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第9条 入会金及び会費

正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

第10条 会員の資格の喪失

正会員及び賛助会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は賛助会員及び法人会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第11条 退会

正会員及び賛助会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

第12条 除名

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

第13条 入会金及び会費の不返還

既納の入会金及び会費は返還しない。

第4章 役員及び職員

第14条 種別及び定数

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、副会長を若干名とする。

第15条 選任等

理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

第16条 職務

会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

第17条 任期等

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第18条 欠員補充

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

第19条 解任

役員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第20条 報酬等

- 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員については、役員総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第21条 顧問

- この法人に顧問を外部より若干名置くことができる。
- 2 顧問は、会長の推薦を受け、理事会で決定する。
 - 3 顧問は、研究会の活動の向上を図るための理事会の相談役とする。
 - 4 顧問の任期等に関することは、理事会が決定する。

第22条 職員

- この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

第23条 種別

この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

第24条 構成

総会は、正会員をもって構成する。

第25条 権能

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び予算
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第51条において同じ。）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) その他運営に関する重要事項

第26条 開催

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第16条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

第27条 招集

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第28条 議長

総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

第29条 定足数

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第30条 議決

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第31条 表決権等

各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

第32条 議事録

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

第33条 構成

理事会は、理事をもって構成する。

第34条 権能

理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第35条 開催

理事会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第16条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

第36条 招集

理事会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

第37条 議長

理事会の議長は、会長がこれに当たる。

第38条 議決

理事会における議決事項は、第36条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第39条 表決権等

各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

第40条 議事録

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

第41条 資産の構成

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

第42条 資産の区分

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

第43条 資産の管理

この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第44条 会計の原則

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる予算準拠、正規の簿記、真実性・明瞭性、継続性の原則に従って行うものとする。

第45条 会計の区分

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

第46条 事業計画及び予算

この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し総会の議決を経なければならない。

第47条 暫定予算

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を請じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第48条 予算の追加及び更正

予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

第49条 事業報告及び決算

この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第50条 事業年度

この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第51条 随機措置

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

第52条 定款の変更

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第53条 解散

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

第54条 残余財産の帰属

この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第55条 合併

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第56条 公告の方法

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第10章 雑 則

第57条 細則

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

【附 則】

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

会 長	田村記子		
副会長	小川志津子	枡田裕子	市田芳子
理 事	今井順子	橋本貢子	佐久間桂子
	村瀬崇子	高峯節子	市川昭子
	有村きよ子	猪狩正子	平井弘大
監 事	五十嵐久美子	山口 隆	

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2001年6月末日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、成立の日から2000年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

入会金		1,000 円	（正会員及び賛助会員とも）
年会費 正会員		5,000 円	
賛助会員	1 口	5,000 円	

- 7 この定款は、平成16年10月22日に変更した。第5条 事業 (2)収益事業に、独自商品の開発及び販売を加える。
- 8 この定款は、平成23年7月5日に変更した。第2条 事務所 2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を埼玉県浦和市上木崎5丁目13番1号から埼玉県戸田市氷川町1丁目6番15-113号に変更。平成23年4月1日従たる事務所移転。
- 9 この法人の入会金及び会費は、平成23年度総会において会費の変更が承認され、平成24年度より次に掲げる額とする。

入会金		1,000 円	（正会員及び賛助会員とも）
年会費	正会員	7,000 円	
		初級養成講座春・秋修了の受講生に限りその年度の会費を4,000円とする。	
	賛助会員	1 口 5,000 円	

- 10 この定款は平成28年4月1日に変更した。第2条 事務所 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区神宮前6丁目28番5号から東京都新宿区三栄町6番地オグラビル202号に変更。平成28年4月1日主たる事務所転

11 この定款は平成28年6月1日に変更した。第2条 事務所 この法人は、前項のほか、従たる事務所を埼玉県戸田市氷川町1丁目6番15-113号から埼玉県朝霞市根岸台3丁目14番12号に変更。平成28年4月1日従たる事務所移転。

12 この法人の年会費 正会員 初級養成講座春スタート、秋修了の受講生に限りその年度の会費を4,000円とするを、初級養成講座を受講した年度内に修了の方に限り、その年度の年会費を4,000円とすると、平成30年2月27日の理事会にて承認され、条件を変更。

13 この定款は、平成30年9月21日に変更した。第2条 事務所 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区三栄町6番地オグラビル202号から東京都新宿区四谷三栄町15番6号オグラビル202号に変更。新宿区三栄町の住居表示変更のため（住所表示の実施期日 平成30年8月13日）。第57条 公告の方法 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。から この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。に変更。

14 「第2条2 この法人は、前項のほか、従たる事務所を埼玉県朝霞市根岸台3丁目14番12号に置く。」を削除する事を平成3年5月17日の総会にて承認された。

15 この定款は令和3年12月11日の臨時総会にて承認された。第2条 事務所 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区南元町4-38 シャトレヌイ信濃町103号に変更。令和3年12月11日主たる事務所に移転。

この法人の年会費7,000円を2022年度1年に限り5,000円とする。

16 この定款は令和6年5月20日の総会にて承認され、第5条 事業の内容の見直しと平成24年度のNPOの法改正の為の変更をした。この定款は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。